

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

令和 9 年度大学機関別認証評価申請要項

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が令和 9 年度に実施する学校教育法第 109 条第 2 項に規定される大学機関別認証評価に関する申請の手続等は、次のとおりです。

1 申請の資格

令和 9 年 3 月 31 日現在において、当該大学としての学年進行を終了している大学とします。

2 申請手続等

- (1) 申請は、令和 8 年 9 月 30 日（水）必着とします。
- (2) 評価を希望する大学は、「大学機関別認証評価申請書」（別添様式）を作成し、機構へメールにより提出してください。
- (3) 機構は、評価を希望する大学からの申請書受理後、当該大学に対し申請受理通知書を送付します。

3 評価手数料

- (1) 評価を実施するに当たって、評価手数料を徴収します。

基本費用	4, 176, 000 円（税込）
「教育研究上の基本組織」1 組織当たり	
弾力的措置適用の場合	587, 000 円（税込）
第三者評価結果活用の場合	733, 000 円（税込）
上記以外の場合	880, 000 円（税込）

※「教育研究上の基本組織」とは、教育課程の編成、実施及び学習成果について責任をもつ教育研究組織を指し、領域 6 において評価対象となる組織単位となります。組織ごとに弾力的措置適用、第三者評価結果活用の状況により異なった金額が適用されます。

- (2) 「教育研究上の基本組織」について、申請書（別紙 2）により必要事項を申告してください。領域 6 において評価対象となる「教育研究上の基本組織（以下、「基本組織」と称する。）」に対して、1 つの組織ごとに評価手数料が加算されます。なお、受審年度において設置されている基本組織（新設および学年進行中の組織含む）を評価対象とします。

学生募集停止の基本組織については、対象とはなりません。

- (3) 夜間学部（研究科）について、同じ種類の昼間学部（研究科）を開設し、同一の施設等を使用している場合は、それらを1つの基本組織とすることができます。
- (4) 通信教育を行う教育研究上の基本組織について、昼間又は夜間において授業を行う学部（研究科）が通信教育を併せ行う場合は、それらを1つの基本組織とすることができます。
- (5) 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第43条、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第31条等の規定による教育課程の共同実施制度に基づき学部（研究科）等が設置されている場合には、設置するそれぞれの大学から基本組織1組織分の評価手数料を徴収します。なお、大学院設置基準第7条の2の規定による連合大学院制度に基づき協力して教育研究を実施する場合においては、基幹となる大学院を設置する大学から基本組織1組織分の評価手数料を徴収します。
- (6) 基本組織には学校教育法第85条に定める学部以外の教育研究上の基本となる組織及び大学設置基準第41条に定める学部等連係課程実施基本組織、同法第100条に定める研究科以外の教育研究上の基本となる組織及び大学院設置基準第30条の2に定める研究科等連係課程実施基本組織を含みます。
- (7) この要項に定めのない事項については、別添の認証評価手数料取扱要項により取り扱います。

4 評価手数料の払込

- (1) 機構は、評価を申請した大学（以下「申請大学」という。）に対し、請求書を令和9年4月末日までに送付します。
- (2) 申請大学は、令和9年6月30日（水）までに機構の指定する銀行口座に評価手数料を振り込んでください。その際の振込手数料は、申請大学の負担とします。

5 評価の実施等

機構は、申請大学からの自己評価書の提出及び評価手数料の払込確認後、当該大学の評価に着手します。

評価結果は、評価報告書として、申請大学及びその設置者に提供するとともに、機構のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。なお、その際、評価結果とともに、申請大学から提出された自己評価書についても機構のウェブサイトに掲載することとしています。

6 弾力的措置の適用について

申請大学が直近の機関別認証評価に適合認定されており、教育課程に大幅

な変更がない場合に、各基本組織の自己評価書作成について、弾力的措置として、領域 6 の各基準の自己評価書の記述を省略することが可能で、基準 6－8 のみが分析の対象となります。

弾力的措置の適用を希望する基本組織がある場合は、申請書（別紙 3）により必要事項を申告してください。

7 第三者による評価結果の活用について

基本組織に係る第三者による評価を受けており、第三者による評価の受審後に教育課程に大幅な変更がない場合に、当該基本組織の自己評価書作成について、第三者評価結果をもって領域 6 の各基準の自己評価に代え、領域 6 の各基準の自己評価書の記述を省略することが可能で、基準 6－8 のみが分析の対象となります。なお、弾力的措置適用と第三者による評価結果活用の両方が認められた場合には、弾力的措置適用を優先します。

8 その他

- (1) 申請大学が、やむを得ない事情により申請を取り下げる必要が生じた場合には、事前に機構と協議をお願いします。
- (2) この要項に定めるもののほか、申請に関し必要な事項は、機構が別に定めます。

9 申請書提出先

daigaku1@niad.ac.jp

※ メールの件名を「(〇〇大学) 大学機関別認証評価申請書」としてください。

※ ファイル名は冒頭に (〇〇大学) と大学名を記載して提出してください。なお、申請書は PDF、別紙は PDF 及び excel にてご提出ください。